

地域戦略の策定等の傾向等の分析と指標値の計測

(令和 8 年 3 月)

生物多様性国家戦略 2023-2030 を踏まえた地域戦略の策定等の傾向や、策定等された地域戦略における目標や重点分野の設定等について分析を行った。また、生物多様性国家戦略 2023-2030 等を踏まえたテーマ分析として事例収集を行った。

なお、地域戦略を策定している地方公共団体の数・割合（都道府県・市区町村別）及び生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定以降、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合については後述(1)1(iv)「生物多様性国家戦略における指標等の把握」で、地域戦略における目標の内容別（例 生態系サービスに関するものや地域づくりに関するものなど）の数・割合（都道府県・市区町村別）については後述（2）2「地域戦略における目標や重点分野の設定等に関する分析」で、それぞれ令和 8 年 1 月 1 日時点の値を算出した。

(1)地域戦略の策定状況や施策・取組等の傾向

1)地域戦略の策定状況

(i)策定状況の推移

令和 8 年（2026 年）1 月 1 日時点で、都道府県 47 件（策定率 100%）、政令指定都市 20 件（策定率 100%）、その他市区町村 167 件（策定率 9.7%）の策定が確認され、地域戦略を策定した自治体数の合計は 234 件（策定率 13.1%）であった（図 4-1）。なお、図 4-1 は、令和 8 年 1 月 1 日までに大臣報告があったものを集計して、年度単位の策定状況を示している。その後、本年度末（令和 8 年（2026 年）3 月）までに新たに策定・公表される可能性もあり、それは集計に含んでいないため、留意が必要である。

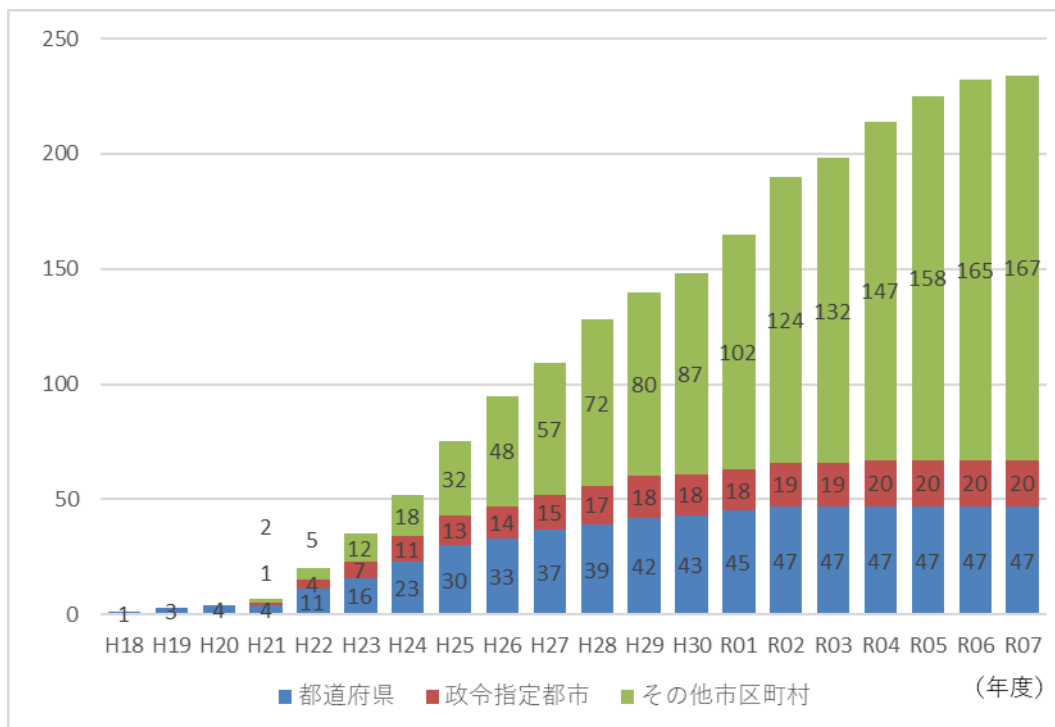


図 4-1 生物多様性地域戦略策定数の推移（令和 8 年（2026 年）1 月 1 日時点）

注：令和 8 年 1 月 1 日時点で新たに判明した新規策定の地域戦略（9 件）を集計して作成。このうち令和 7 年度に策定された 2 件は最新の R07 年度として算入した（群馬県沼田市、北海道苫小牧市）。他方で、令和 6 年度以前に策定されていた 7 件は当該年度に遡って算入しており（R03 年度埼玉県蓮田市、R05 年度東京都福生市、R06 年度愛知県小牧市、茨城県つくば市、千葉県一宮町、東京都江戸川区、東京都国分寺市）、これらは過年度の数値を変更している。

(ii)人口規模別の策定状況

地域戦略の策定状況を市区町村の人口規模別にみると（表 4-3）、人口区分「20 万～」以上における策定率はいずれも 30%を超えており（策定数計 73 件）、うち人口区分「100 万～」における策定率は 100%であった。一方で、人口区分が「10 万～」以下の区分における策定率はいずれも 20%未満であった（策定数計 114 件）。なお、本年度に新規策定が確認された自治体 9 件のうち、人口区分が 50 万以上は東京都江戸川区、「5 万～」以上「50 万～」未満は、人口の多い順から茨城県つくば市、北海道苫小牧市、愛知県小牧市、東京都国分寺市、埼玉県蓮田市、東京都福生市の 6 件、5 万人未満は群馬県沼田市、千葉県一宮町の 2 件であった。

表 4-1 市区町村人口規模別策定率

人口区分 (R2)	全自治体数	策定自治体数	策定率%
100 万～	11	11	100
70 万～	11	10	90.9
50 万～	13	8	61.5
30 万～	51	28	54.9
20 万～	44	16	36.4
10 万～	153	33	21.6
5 万～	242	36	14.9
3 万～	239	19	7.9
2 万～	163	2	1.2
1 万～	283	5	1.8
5 千～	240	13	5.4
1 千～	256	6	2.3
～1 千	34	0	0
その他（注）	1	0	0

注：不明。「令和 2 年度国勢調査」において、東日本大震災・原子力災害による帰還困難区域が大部分を占める双葉町は集計から除外されている。

(iii)地域戦略の担当部署が所掌する行政分野

地域戦略の担当部署について地域戦略本文または web ページを参照し、各担当部署が所掌する行政分野を、その名称を分類することにより整理した（表 4-4）。

この結果、担当部署は主に環境行政であるが、一部他の行政分野も含まれていた。まず、都道府県の担当部署は 1 件を除き全て環境行政に含まれ、うち自然環境行政（例：自然保護課）が 33 件、その他環境行政（例：環境政策課）が 13 件であった。次に、政令指定都市の担当部署は全て環境行政に含まれ、その内訳は自然環境行政が 2 件、その他環境行政が 18 件であり、その他環境行政がほとんどを占めた。最後に、その他市区町村の担当部署も、政令指定都市と同様にその他自然環境行政がほとんどを占めたが、一部公園・緑地・緑化等の都市行政（例：みどり公園課）や農林水産行政（例：農林課）もあり、その他に観光行政（例：産業課）も含まれた。上述のとおり、基礎自治体においては自然環境行政よりその他環境行政の担当が多い状況だが、自然環境行政の中では担当課名に「ネイチャーポジティブ」という文言を含む特徴的な自治体もあった（栃木県小山市、栃木県那須塩原市）。

なお、ここでの担当課が所掌する行政分野の分類方法を、参考として表 4-5 に示した。

表 4-2 地域戦略の担当課が所掌する行政分野

分類	環境			緑地等	農林	その他	計
	計	うち自然	その他				
都道府県	46	33	13	1	0	0	47
政令指定都市	20	2	18	0	0	0	20
市区町村	143	16	127	7	1	16	167

表 4-3 担当課が所掌する行政分野の分類方法

名称	分類方法
環境	地域戦略を担当する部局、課または課に相当する内部組織の名称に「環境」、「自然」その他生物多様性に関する特定の用語が含まれる。
環境：自然	「環境」のうち、部局、課及び判明している課より下の係等の内部組織の名称に「自然」その他生物多様性に関する特定の用語が含まれる。
環境：その他	「環境」のうち、「自然」に含まれない。
緑地等	地域戦略を担当する部局、課または課に相当する内部組織の名称に「みどり」、「緑」、「緑地」または「緑化」が含まれる。
農林	地域戦略を担当する部局、課または課に相当する内部組織の名称に「農林」が含まれる。
その他	地域戦略を担当する内部組織の名称が上述のいずれにもあたらない。

注：「環境」、「緑地等」、「農林」、「その他」のうち複数の分類の要件にあてはまる場合は、重複してカウントせず、この順序で優先して扱った。

(iv)生物多様性国家戦略における指標等の把握

○生物多様性地域戦略を策定している地方公共団体の数・割合（都道府県・市区町村別）（状態目標 5-1）

令和 8 年（2026 年）1 月 1 日時点における、地域戦略策定済みの都道府県及び市区町村の数・割合は以下のとおりである。

- ・都道府県：47 件、策定割合 100%
- ・市区町村：187 件、策定割合 10.7%（内訳：政令指定都市 20 件（100%）、その他市区町村 167 件（9.7%））

○生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定以降、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合（状態目標 5-1）

本指標の算出は以下の方法で行った。なお、生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定期間は令和 5 年（2023 年）3 月としている。また、以下の式における分母の値は 203 件（内訳：都道府県 47 件、政令指定都市 19 件、その他市区町村 138 件）である。

$$\text{指標値} = \frac{(\text{2023 年 3 月} \sim \text{2025 年 1 月 1 日に改定の地方公共団体数})}{(\text{2023 年 2 月 28 日以前に策定・改定の地方公共団体数})}$$

上記の式に基づき、令和 8 年（2026 年）1 月 1 日時点における指標値を算出した。

- ・指標値：44 件、該当割合 21.6%（内訳：都道府県 22 件 46.8%、政令指定都市 5 件 26.3%、その他市区町村 17 件 12.3%）

なお、生物多様性国家戦略 2023-2030 には、本指標は「生物多様性国家戦略 2023-2030 を踏まえ、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合」とあるが、ここでは内容面において国家戦略を「踏まえ」た地域戦略数ではなく、あくまで改定時期が生物多様性国家戦略 2023-2030 策定以降である地方公共団体数を対象としている点には留意されたい。

○生態系サービス・包括的福利や文化継承・地域づくり（生態系を活用した防災・減災含む）に関する目標を設定した生物多様性地域戦略の数・割合（都道府県・市区町村別）
（行動目標 2-2）

地域戦略データベースの項目中、「生態系サービス・包括的福利や文化継承・地域づくり（生態系を活用した防災・減災含む）に関する目標の設定」について、該当する都道府県及び市区町村の件数、該当割合を以下に示す。

- ・都道府県：10 件、該当割合 21.3%
- ・市区町村：24 件、該当割合 15.0%（内訳：政令指定都市 3 件 20%、その他市区町村 21 件 14.4%）

○生物多様性地域戦略に生態系を活用した防災・減災を位置づけている都道府県の数

地域戦略データベースの項目中、「防災・減災（Eco-DRR）」について、該当する都道府県数、該当割合を以下に示す（表 4-7 も参照）。

- ・指標値：都道府県 27 件、該当割合 57.4%

2)地域戦略に位置付けられた施策や指標の傾向

(i)「施策・取組」に関する項目群の比較

地域戦略データベースにおける「施策・取組」に関する項目群かつ「通常の施策分野を示す項目」¹のうち、「保全・管理の施策」、「生態系サービス利用（NbS）の施策」、「基盤的施策」に該当する地域戦略の割合を、表 4-6～表 4-8 に示した。

まず、「保全・管理の施策」について、該当する地域戦略の割合が 50%以上の項目が多くを占め、特に「外来種対策」や「調査・研究（自然環境）」では 90%以上の地域戦略が該当していた（表 4-6）。一方で、「OECM 等」や希少種等以外の「その他の生物の保全・管理等」に該当する地域戦略の割合は比較的低かった。ただし、「OECM 等」の該当割合は令和 5 年度（2023 年度）業務時には全体で 15%であったが、令和 6 年度は 24%、今年度は 27%に増加していた。都道府県、政令指定都市、その他市区町村別にみた該当状況について、「保護地域等に含まれない場所の保全」以外の項目では、全体として都道府県における該当割合が高い傾向があり、特に「保護地域」、「鳥獣対策」、「環境保全型農業」、「自然の再生・復元」などでは都道府県と比較して基礎自治体（政令指定都市及びその他市区町村）における該当割合が低い傾向が見られた。「OECM 等」では都道府県と政令指定都市では該当割合が 40%以上だ

¹ データベース項目の構成については、「生物多様性データベース更新マニュアル」（令和 4 年度（2022 年度）業務成果）のうち、1-1（2）「地域戦略データベースの構成」（p.7, 8）を参照されたい。

が、市区町村では令和6年度は15%、今年度も18%と低かった。希少種等を除く「その他の生物の保全・管理等」は各自治体の区分で共通して該当割合が低かった。

次に「生態系サービス利用（NbS）の施策」の各項目に該当する地域戦略の割合について、「保全・管理の施策」と比較すると全体的な該当割合は低いものの、「生態系サービス利用（NbS）の施策」のうち「自然を活用した教育」や「レクリエーション・健康・医療」などの項目は比較的高い割合で該当していた（表4-7）。また、都道府県、政令指定都市、その他市区町村別にみた該当状況について、大きな傾向の違いはないものの、産業活動への活用に関する項目では都道府県における該当割合が比較的高い傾向にあった。また、平成29年度（2017年度）に公表された「生物多様性地域戦略のレビュー」における「生態系サービス利用の施策」（図4-2）と比較すると、全体として各項目への該当割合は微増傾向である。「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」については該当割合が18%から令和6年度には37%に増加していたが、令和7年度は微増で38%であった。

最後に「基盤的施策」の各項目に該当する地域戦略の割合について、特に「普及啓発」、「自然体験・自然とのふれあい」、「人材育成」、「企業との連携・支援」は該当する地域戦略の割合が70%以上と高く、一方で「財源の確保」の該当割合は26%と最も低かった。（表4-8）。また、都道府県、政令指定都市、その他市区町村別にみた該当状況について、大きな傾向の違いはないものの、ほとんどの項目で都道府県における該当割合が最も高かったが、「普及啓発」及び「生活・消費活動時の配慮」については政令指定都市における該当割合が最も高かった。

表 4-4 「保全・管理の施策」の各項目に該当する地域戦略の割合

項目	該当する地域戦略の割合（全体） (n=234)	都道府県 (n=47)	政令指定都市 (n=20)	その他市区町村 (n=167)
調査・研究（自然環境）	90%	96%	95%	88%
保護地域	52%	91%	60%	40%
OECM等	27%	53%	45%	18%
保護地域等に含まれない場所の保全	70%	57%	90%	71%
自然の再生・復元	73%	94%	75%	67%
鳥獣対策	67%	100%	75%	57%
希少種・絶滅危惧種対策	76%	98%	85%	69%
その他の生物の保全・管理等	41%	43%	40%	41%
外来種対策	95%	100%	100%	93%
インフラ整備の際の配慮	76%	96%	75%	71%
環境保全型農業	67%	98%	65%	59%
気候変動（地球温暖化）対策	56%	81%	75%	46%

表 4-5 「生態系サービス利用(NbS)の施策」の各項目に該当する地域戦略の割合

項目	該当する地域戦略の割合（全体） (n=234)	都道府県 (n=47)	政令指定都市 (n=20)	その他市区町村 (n=167)
調査・研究（生態系サービス等）	14%	28%	20%	10%
防災・減災（Eco-DRR）	38%	57%	60%	31%
自然を活用した教育	71%	68%	85%	69%
レクリエーション・健康・医療	67%	70%	80%	65%
住環境の快適性	51%	49%	55%	51%
一次産業への活用（農業）	45%	64%	35%	41%
一次産業への活用（林業）	33%	66%	30%	24%
一次産業への活用（水産業）	21%	40%	15%	17%
二次産業への活用	12%	13%	10%	11%
三次産業への活用（観光業）	52%	89%	35%	44%
三次産業への活用（その他）	8%	15%	10%	5%
食文化	24%	30%	15%	23%
工芸品	9%	11%	10%	8%
行事・祭事	21%	17%	20%	22%

項目	該当する地域戦略の割合 (n=106)
調査・研究（生態系サービス等）	17%
防災・減災（Eco-DRR）	18%
教育	43%
レクリエーション	54%
健康、医療	9%
住環境の快適性	54%
一次産業への活用（農業）	48%
一次産業への活用（林業）	49%
一次産業への活用（水産業）	26%
二次産業への活用	5%
三次産業への活用（観光業）	52%
三次産業への活用（その他）	10%
食文化	25%
工芸品	9%
行事・祭事	17%

図 4-2 「地域戦略のレビュー」(環境省, 2017)における「表1-2-14 「生態系サービス利用の施策」の各項目に該当する地域戦略の割合」(参考)

表 4-6 「基盤的施策」の各項目に該当する地域戦略の割合

項目	該当する地域戦略の割合（全体） (n=234)	都道府県 (n=47)	政令指定都市 (n=20)	その他市区町村 (n=167)
生物多様性に関する拠点の設置・運営	25%	45%	40%	18%
組織の立ち上げ・維持・発展	34%	40%	30%	33%
地域の人材の活用	47%	51%	40%	46%
財源の確保	26%	40%	20%	22%
企業との連携・支援	70%	94%	85%	62%
普及啓発	96%	98%	100%	95%
生活・消費活動時の配慮	39%	55%	70%	31%
自然体験・自然とのふれあい	87%	96%	90%	84%
人材育成	72%	91%	75%	66%
伝統的知識の継承	28%	45%	20%	24%

(ii) 地域戦略の位置づけの違いによる施策の傾向

令和 8 年（2026 年）1 月 1 日時点で策定等された地域戦略では「独立した計画」が全体の 58%、次いで「環境基本計画の一部」が 35%、「緑の基本計画の一部」が 5%、「その他の計画の一部」が 2%であり、「環境基本計画の一部」について、特にその他市区町村における該当割合が高かった（表 4-9）。平成 28 年度（2016 年度）との比較結果からも、特に環境基本計画の一部として策定される地域戦略が高くなっていることが示された（図 4-3）。

また、上述（i）『施策・取組』に関する項目群の比較と同様に、項目の該当状況から「独立した計画」、「環境基本計画の一部」、「緑の基本計画の一部」において位置づけられた施策の傾向について比較した（表 4-10、図 4-4）。なお、「その他の計画」については策定数が 5 件と少ないかつ計画の分野が異なるものが含まれるため、ここでの比較からは除外している。表 4-10 から、「施策・取組」に含まれる項目の該当割合の全体的な傾向として、「独立した計画」、「緑の基本計画の一部」、「環境基本計画の一部」の順に該当割合の平均値が高かった。

位置づけられた計画ごとの項目の該当状況の詳細では（図 4-4）、まず「独立した計画」は全体通して多くの項目で最も該当割合が高く、特に「保護・管理の施策」中の「自然の再生・復元」、「インフラ整備の際の配慮」、「環境保全型農業」、「気候変動対策」が高かった。また「生態系サービス利用（NbS）の施策」中の第一次～第三次産業への活用に関する複数の項目も高く、「基盤的施策」中の「企業との連携・支援」では他の計画に位置付けられた地域戦略よりも該当割合が大きく上回っていた。

次に、「緑の基本計画の一部」では「保護・管理の施策」中の「保護地域に含まれない場所の保全」のほか、「生態系サービス利用（NbS）の施策」中の「防災・減災（Eco-DRR）」や「レクリエーション・健康・医療」、「住環境の快適性」などの項目において「独立した計画」等よりも該当割合が高かった。最後に、「環境基本計画の一部」では「保護・管理の施策」における「調査・研究（自然環境）」や「外来種対策」、「基盤的施策」中の「普及啓発」や「自然体験・自然とのふれあい」については「独立した計画」等と同様に 80%以上の該当割合であったが、特に「生態系サービス利用（NbS）の施策」などを中心として全体的に該当割合が低かった。

表 4-7 地域戦略が位置づけられた計画

位置づけ	都道府県 (47)	政令指定都市 (20)	市区町村 (167)	計 (234)
独立した計画	38 (81%)	14 (70%)	84 (51%)	136 (58%)
環境基本計画の一部	8 (17%)	3 (15%)	71 (43%)	82 (35%)
緑の基本計画の一部	0 (0%)	1 (5%)	11 (7%)	12 (5%)
その他の計画の一部	1 (2%)	2 (10%)	1 (1%)	4 (2%)

注：「その他の計画の一部」には、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」、「横浜市環境管理計画」、「千葉市水環境・生物多様性保全計画」、「島根県環境総合計画」が含まれる。

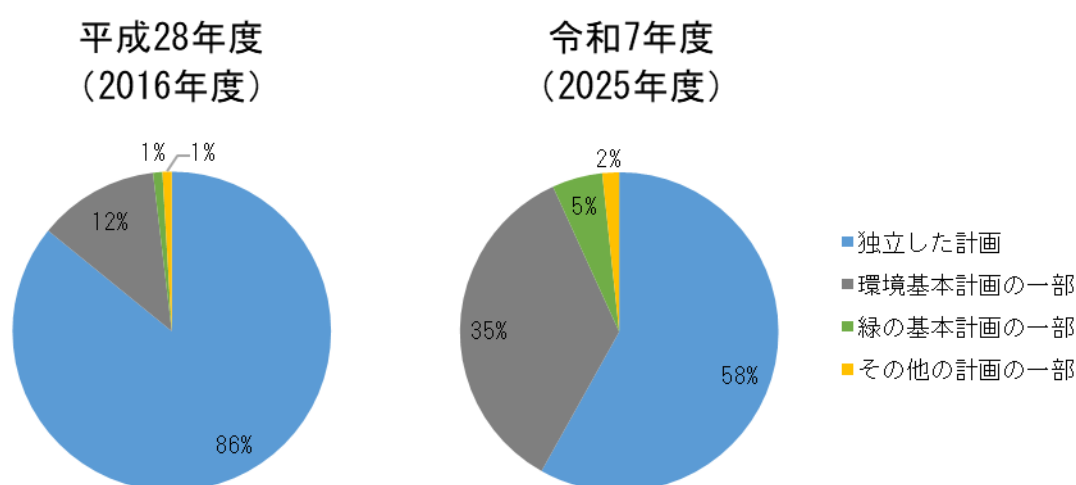


図 4-3 地域戦略が位置づけられた計画の変化

表 4-8 位置づけられた計画ごとの「施策・取組」に含まれる項目の該当状況(概要)

項目群	独立した計画	環境基本計画の一部	緑の基本計画の一部
「保護・管理の施策」 (12 項目平均)	77%	55%	62%
「生態系サービス利用 (NbS) の施策」 (13 項目平均)	45%	23%	28%
「基盤的施策」 (10 項目平均)	64%	39%	50%
全体 (35 項目平均)	62%	39%	46%

注：表中の%について、位置づけられた計画ごとに、「保護・管理の施策」等の項目群に含まれる項目の該当割合の平均値を示したものの。

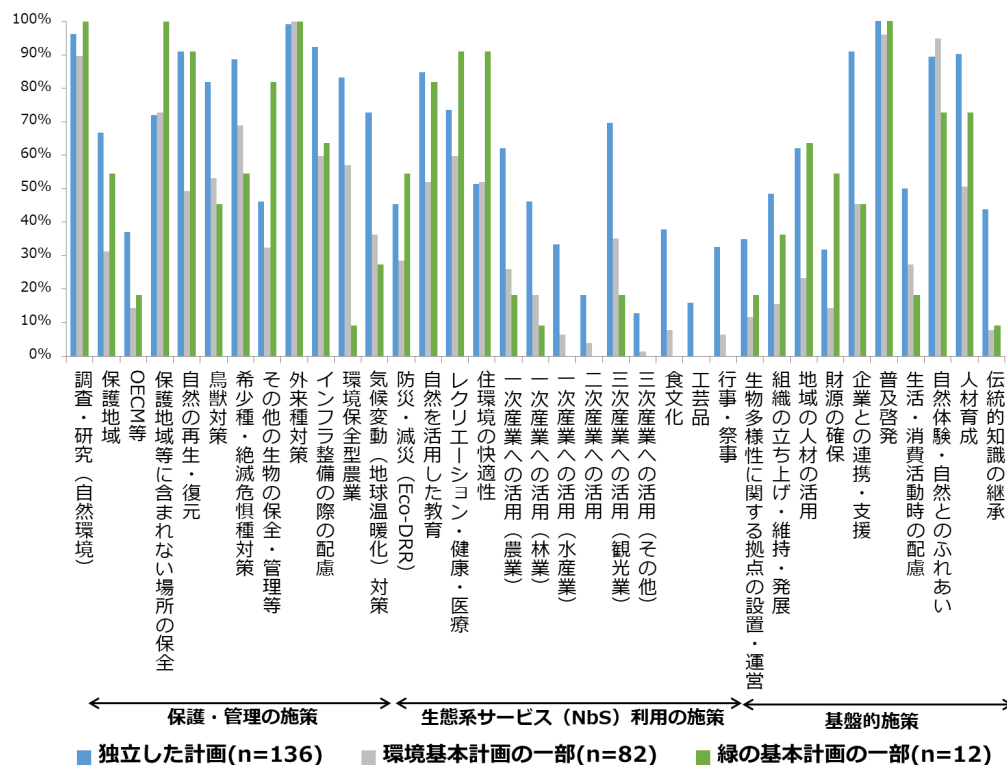


図 4-4 位置づけられた計画による「施策・取組」項目の該当割合の違い

(iii) 「国家戦略目標分野別の指標設定状況の把握のための項目」の該当状況の傾向

地域戦略データベースにおいて、地域戦略中に設定された指標の傾向を網羅的に把握するために令和4年度（2022年度）業務において新たに追加された「国家戦略目標分野別の指標設定状況の把握のための項目」について、該当状況の傾向を示す。

表 4-11 より、基本戦略別に関連する指標の設定状況を見ると、基本戦略4、基本戦略1、基本戦略2、基本戦略5、基本戦略3の順に該当割合の平均値が高く、特に行動目標1群と状態目標4群において該当割合の平均が20%を超えていた。

このうち目標別に指標の設定状況をみると（図 4-5）、行動目標1群では、行動目標1-2²の該当割合が多く、森林や緑地等自然環境の面積に関する指標等が多く設定されており、状態目標4群では状態目標4-1³及び4-3⁴においてそれぞれ生物多様性に関する認知度や保全活動への参加状況といったアンケート結果などを活用した指標が多く設定されていた。一方で、基本戦略3及び5における該当割合の平均はいずれも6～8%程度と低く、これらの基本戦略に含まれる目標に関連する指標の設定が少ないことがわかった。自治体の区分別にみると、都道府県はすべての状態目標群・行動目標群の該当割合の平均が基礎自治体と比較して最も高かった。また、政令指定都市とその他市区町村の間では大きな傾向の違いは見られなかった。

² 「土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する」

³ 「教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている」

⁴ 「自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている」

表 4-9 「国家戦略目標分野別の指標設定状況の把握のための項目」の該当状況の概要

基本戦略	目標群	該当割合 の平均 (全体)	該当割合の平均 (自治体の区分別)		
			都道府県	政令指定 都市	その他 市区町村
1 生態系の健全性の回復	状態目標 1 群 (3 項目)	11%	17%	15%	9%
	行動目標 1 群 (6 項目)	23%	41%	23%	17%
2 自然を活用した社会課題の解決	状態目標 2 群 (3 項目)	11%	23%	12%	7%
	行動目標 2 群 (5 項目)	8%	24%	3%	5%
3 ネイチャーポジティブ経済の実現	状態目標 3 群 (3 項目)	6%	18%	8%	3%
	行動目標 3 群 (4 項目)	5%	14%	5%	3%
4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）	状態目標 4 群 (3 項目)	28%	40%	40%	23%
	行動目標 4 群 (5 項目)	18%	29%	21%	15%
5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進	状態目標 5 群 (1 項目)	7%	23%	5%	2%
	行動目標 5 群 (5 項目)	6%	7%	7%	6%

注：表中の％について、各状態目標や行動目標に関するデータベース項目の該当割合の平均値。例えば、状態目標 1-1、1-2、1-3 の該当割合がそれぞれ 17%、13%、0% の時、「状態目標 1 群」の該当割合（「全体」列）は 10% となる。

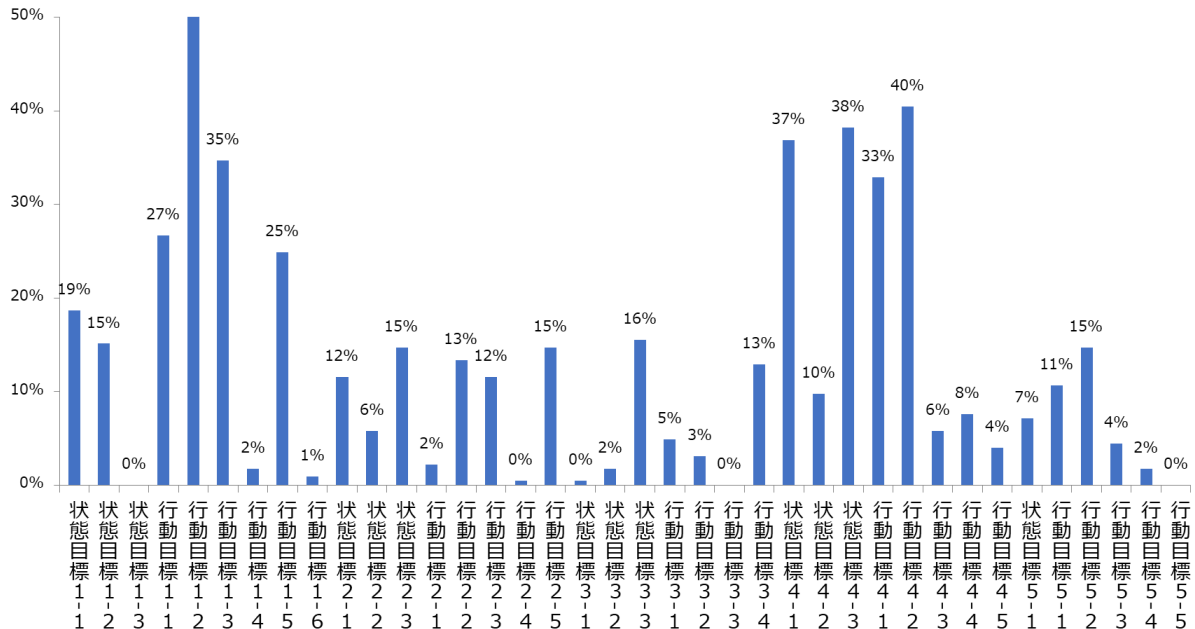


図 4-5 各目標別の指標の設定状況

(2)地域戦略における目標や重点分野の設定等に関する分析

「地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）」（以下「手引き」という）は、魅力的で持続可能な地域づくりにつながる地域戦略策定の必要性を強調している。この点は、生物多様性国家戦略2023-2030において、基本戦略2「自然を活用した社会課題の解決」において、特に行動目標2-2「森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する」として具体化されている。

この行動目標2-2の指標である「生態系サービス・包括的福利や文化継承・地域づくり（生態系を活用した防災・減災含む）に関する目標を設定した生物多様性地域戦略の数・割合（都道府県・市区町村別）」は、上述のとおり地域戦略データベースで既に把握しているところである（基本項目 No.40）。

これに着目し、当該目標を設定した地域戦略をデータベースで抽出し、分析することにより、手引き及び国家戦略の行動目標2-2の主旨・関心に合致した地域戦略の策定状況を把握できる。そこで、環境省担当官と協議の上、「生態系サービス・包括的福利や文化継承・地域づくりに関する目標」の設定状況等について既存の地域戦略から事例収集等分析を行った。

1)事例の収集範囲及び分析の方法

分析のための事例収集の範囲は、令和8年（2026年）1月1日時点で策定済の234件の地域戦略のうち「生態系サービス・包括的福利や文化継承・地域づくりに関する目標」（以下「生態系サービス等目標」という）が設定されている34件の地域戦略である。このうち、国家戦略が策定・公表された令和5年（2023年）3月以降に策定・改定された地域戦略14件について特に優先して分析した。

分析の方法としては、これら34件の地域戦略を参照し、上述の「生態系サービス等目標」を特定した上で、①当該目標の内容、②当該目標に対応する施策を分析するとともに、③当該目標等において「社会課題」等の概念が用いられているかを把握した。また、これらを総合して、当該地域戦略の目標設定が基本戦略2及び手引きと合致するかどうかを評価した。

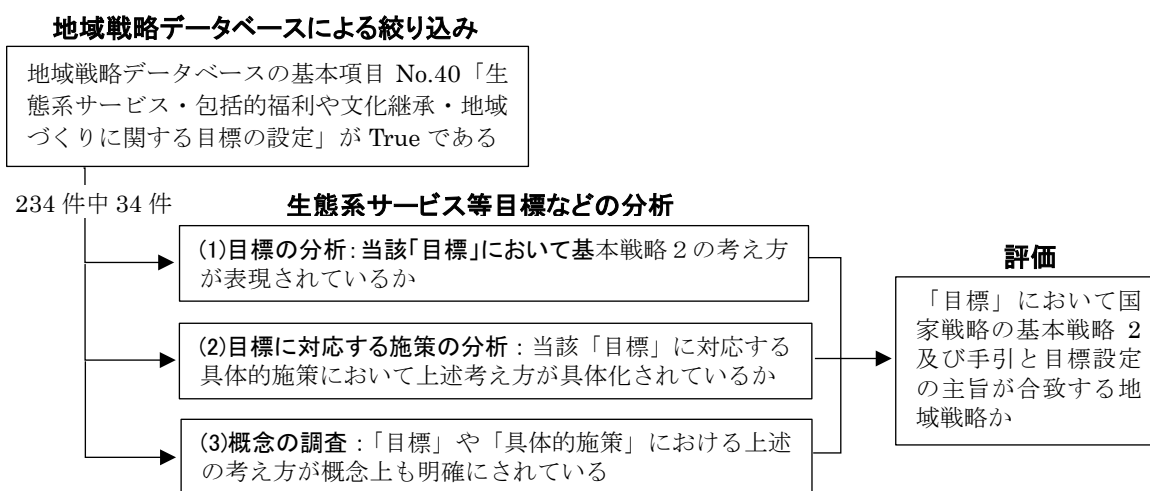


図 4-6 生態系サービス等目標にかかる分析方法

2)目標の分析

(i)分析方法

34 件の地域戦略について、「生態系サービス等目標」の内容において基本戦略2や手引きの考え方が表現されているか分析した。すなわち、地域戦略の目標設定において、地域の生物多様性による恵み（生態系サービス）を地域の社会課題の解決等に積極的に活用するという考え方（図 4-7 の図式）が成り立っているかどうかを、以下の作業基準により判断した。

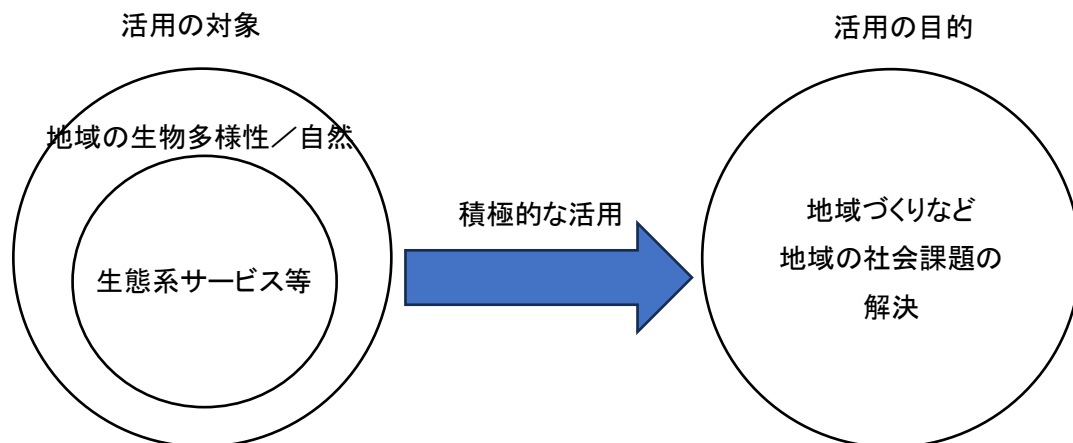


図 4-7 目標の分析の前提とした基本戦略2や手引きの考え方

◆作業基準(1)目標 「生態系サービス等目標」の内容において基本戦略2の考え方（上述の図式）が表現されていること。詳細は以下のとおり。

- ・当該「目標」において、「生態系サービス」、「文化の継承」、「地域づくり」、「防災・減災」やそれに準ずるキーワードが含まれること。準ずるキーワードの典型例は、「自然の恵み」、「地域活性化」、「地域振興」である。（注）
- ・「目標」の文言がある規範的命題のタイトルまたは内容記述に上述キーワードが含まれること（指標に対応する数値目標は対象としない）。直接的な上位・下位に「目標」のタイトルがあり、一体として理解すべき「方針」等に含まれる場合も準ずる（例：鹿児島県、浜松市）。
- ・以上を考慮した上で、上述図式の積極的な活用のロジックが明確であるかどうかに着目して、地域戦略を以下の3つに分ける。
 - ◎：目標の記述上、基本戦略2の考え方が明確である（単に「恵みの享受」や「持続的利用」ではなく課題解決や地域づくりへの積極的な活用というスタンスである）
 - ：目標の記述上、基本戦略2の考え方が同様と理解できる（積極的ではないが、「恵みの享受」や「持続的利用」が示されている）
 - △：目標の記述上、基本戦略2の考え方が同様とは理解できない（「恵みの継承」など利用の要素が相対的に希薄である。抽象的でキーワードを含むだけなど）

（注）地域戦略データベースの入力マニュアルの基本項目 No.40 の判断基準を参照

(ii)分析結果

34 件の地域戦略のうち、「生態系サービス等目標」の内容において基本戦略2の考え方が明確である(◎)のは18件、考え方が同様と理解できる(○)のは11件、考え方が同様と理解できない(△)のは5件であった(表 4-12)。また、国家戦略後に策定・改定された14件の地域戦略では、◎が9件、○が2件、△が3件であった(表 4-12、表 4-13)。

表 4-10 生態系サービス等目標の設定における基本戦略2の考え方の表現

生態系サービス 目標の設定	全地域戦略			国家戦略後に策定・改定された地域戦略		
	地域戦略数 (件)	生態系サービス等目標を設定した地域戦略に対する割合	地域戦略に対する割合	地域戦略数 (件)	生態系サービス等目標を設定した地域戦略に対する割合	地域戦略に対する割合
基本戦略2の考え方が明確(◎)	18	53%	8%	9	64%	14%
考え方が同様と理解できる(○)	11	32%	5%	2	14%	3%
考え方が同様と理解できない(△)	5	15%	2%	3	21%	5%
	34			14		

注：「生態系サービス等目標」の設定にかかる件数であり、「目標」の文言がない場合などは把握外である。

注：全地域戦略は234件、国家戦略後策定の地域戦略は全64件である。

表 4-11(1) 国家戦略後に策定・改定された地域戦略における生態系サービス等目標

地域戦略		策定/改定時期	生態系サービス等目標（タイトル及び内容記述）	結果
第2次生物多様性 和歌山戦略	和歌山県	2023.09	目標（目指すべき姿）の第2項目 ○ほんまもん体験やエコツーリズム、ワーケーション、新商品開発など、 <u>自然の恵み</u> を活かした <u>地域振興</u> が図られるとともに、生態系を活かした <u>防災・減災</u> の仕組みが整備されている社会	◎
生物多様性しが戦略2024	滋賀県	2024.03	取組方針(2)活用 ・状態目標① <u>自然の恵み</u> を <u>防災・減災</u> などの <u>社会課題の解決</u> に役立てている：自然環境が有する多様な機能を活用することで、ハード・ソフト両面で持続可能で魅力ある県土づくりにつなげるため、滋賀県環境総合計画等に基づき、グリーンインフラ事例集等を踏まえて、取組方針の策定等に取り組むこととします。 ・行動目標：自然環境が持つ多様な機能を活かした社会インフラの整備等を推進する ・状態目標② 自然や <u>文化</u> を守り育てる <u>地域づくり</u> が進んでいる：生物多様性がもたらす自然資源は観光素材や文化芸術の創造の源であり、これを活用することが保全や <u>地域振興</u> につながることから、シガリズム観光振興ビジョンや滋賀県文化振興基本方針、滋賀県棚田地域振興計画等に基づき、活用・保全に取り組むこととします。 ・行動目標：自然資源・文化的資産を活かした <u>地域振興</u> を推進する	◎
ちよだ生物多様性推進プラン	東京都千代田区	2024.03	2030年目標（近い将来）千代田区ならではのネイチャーポジティブを実現します ○皇居を核とした生態系のつながりが区内外に広がり、千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した持続可能な行動を選択することで、都心環境の豊かな暮らし・活動が支えられている ○（略）そして、それらの機能や生物多様性を十分に活かして、 <u>社会課題の解決</u> や人々の <u>Well-being</u> の向上などにつなげ、私たちの暮らしが都心環境がより豊かになる状態、つまり、千代田区ならではのネイチャーポジティブの実現を目指します。	◎

表 4-13(2) 国家戦略後に策定・改定された地域戦略における生態系サービス等目標

地域戦略		策定/改定時期	生態系サービス等目標（タイトル及び内容記述）	結果
第2次生物多様性 和歌山戦略	和歌山県	2023.09	目標（目指すべき姿）の第2項目 ○ほんまもん体験やエコツーリズム、ワーケーション、新商品開発など、 <u>自然の恵み</u> を活かした <u>地域振興</u> が図られるとともに、生態系を活かした <u>防災・減災</u> の仕組みが整備されている社会	◎
生物多様性しが戦略2024	滋賀県	2024.03	取組方針(2)活用 ・状態目標① <u>自然の恵み</u> を <u>防災・減災</u> などの <u>社会課題の解決</u> に役立てている：自然環境が有する多様な機能を活用することで、ハード・ソフト両面で持続可能で魅力ある県土づくりにつなげるため、滋賀県環境総合計画等に基づき、グリーンインフラ事例集等を踏まえて、取組方針の策定等に取り組むこととします。 ・行動目標：自然環境が持つ多様な機能を活かした社会インフラの整備等を推進する ・状態目標② 自然や <u>文化</u> を守り育てる <u>地域づくり</u> が進んでいる：生物多様性がもたらす自然資源は観光素材や文化芸術の創造の源であり、これを活用することが保全や <u>地域振興</u> につながることから、シガリズム観光振興ビジョンや滋賀県文化振興基本方針、滋賀県棚田地域振興計画等に基づき、活用・保全に取り組むこととします。 ・行動目標：自然資源・文化的資産を活かした <u>地域振興</u> を推進する	◎
ちよだ生物多様性推進プラン	東京都千代田区	2024.03	2030 年目標（近い将来）千代田区ならではのネイチャーポジティブを実現します ○皇居を核とした生態系のつながりが区内外に広がり、千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した持続可能な行動を選択することで、都心環境の豊かな暮らし・活動が支えられている ○（略）そして、それらの機能や生物多様性を十分に活かして、 <u>社会課題の解決</u> や人々の <u>Well-being</u> の向上などにつなげ、私たちの暮らしが都心環境がより豊かになる状態、つまり、千代田区ならではのネイチャーポジティブの実現を目指します。	◎
生物多様性はままつ戦略2024	静岡県浜松市	2024.03	第2章戦略の目標 第2節目指す将来像「海から山まで多様な生物と人々の暮らしが共存する都市～はままつから、"ネイチャーポジティブ"へ～」 第3節基本方針3 <u>生物多様性の恵み</u> を将来につなぐ人づくり 生物多様性に関する教育の推進や環境学習指導者の育成、市民が自然とふれあう機会をつくることなどにより、豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やします。	○
生物多様性鹿児島県戦略2024・2033	鹿児島県	2024.03	2033 年に向けた短期目標：「ネイチャーポジティブ」の実現 ・基本方針4「生物多様性を支え、生物多様性に支えられる <u>環境文化を継承</u> する」>状態目標「環境文化についての県民や訪問者の認知度が高まり、暮らしや産業で活用されている」 ・基本方針6「自然を使って <u>地域の課題を解決</u> し、 <u>地域を活性化</u> する」>状態目標1 自然公園等を対象に自然を生かした観光地づくりが進んでいる ・基本方針6 >状態目標3 森林・河川・サンゴ礁等における生態系を活用した <u>防災・減災</u> に関する取組が進んでいる ・基本方針7「2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組を推進する」>状態目標2 世界自然遺産等の保管理を中心に、脱炭素化や地域の社会経済への配慮を含めた持続可能な <u>地域づくり</u> に取り組んでいる	◎
第2次熊本市生物多様性戦略	熊本県熊本市	2024.03	基本戦略5 生物多様性を「活かす」 ・状態目標② <u>生物多様性のめぐみ</u> が <u>社会課題</u> 解決に活用されている(NbS) ・行動目標②地域特性を生かした <u>まちづくり</u> を推進する ・行動目標③歴史や <u>文化</u> を活かした観光 <u>まちづくり</u> を推進する ・行動目標⑤グリーンインフラや <u>Eco-DRR</u> (生態系を活用した <u>防災・減災</u>)を推進する	◎
第二次佐久市環境基本計画（改訂版）	長野県佐久市	2024.03	基本目標Ⅱ 自然共生社会の実現～ <u>生物多様性の恵み</u> を未来に伝えるまち～ 浅間山や八ヶ岳など（略）動植物の生息・生育環境の維持と質的向上に向けた取組を実施します。 また、私たち人間は、地球という大きな生態系の一員であり、私たちの暮らしは、多様な生きものが関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられていることを認識した上で、生物多様性についての意識の高揚を図るとともに、多様な動植物の生息・生育環境の大切さを実感できる場や身近な機会の増加に努めます。	△

表 4-13(3) 国家戦略後に策定・改定された地域戦略における生態系サービス等目標

地域戦略		策定/改定時期	生態系サービス等目標（タイトル及び内容記述）	結果
尼崎市生物多様性地域戦略	兵庫県 尼崎市	2024.03	目標3 <u>自然の恵み</u> を活用します 生物多様性を保全することで、もたらされる多様な <u>自然の恵み</u> を暮らしや <u>まちづくり</u> に活かしていきます。	◎
いしかり生き物かけはし戦略	北海道 石狩市	2024.11	目指す姿（2040 年） 自然資源を持続可能な形で活用できている 行動目標（2030 年） ○生物多様性保全を考慮した第一次産業の推進 ○地域資源、自然資源の利活用促進 ○NbS（グリーンインフラ、Eco-DRR 等）を取り入れた計画立案や対策実施 5.5 自然資源・地域資源の活用 私たちの暮らしは、「生態系サービス」から多くの <u>恩恵</u> を受けています。今後も「生態系サービス」から多くの恩恵を受けて豊かな生活が続けていくために、 <u>NbS</u> に基づいた事業を他分野に展開を目指します。	◎
生物多様性なら戦略	奈良県	2025.01	第3の目標「 <u>生態系サービスの持続可能な利用</u> 」 生物多様性が生み出す数々の <u>恵み</u> 、 <u>生態系サービス</u> を未来の子供たちにつないでいくため、県民生活、企業活動、行政施策など、全ての場面において生物多様性に配慮します	△
新潟県生物多様性地域計画	新潟県	2025.03	基本目標2 <u>生物多様性の恵み</u> による生業とくらしの充実 農林水産業をはじめとするさまざまな産業活動においては、生物多様性に配慮し、持続可能な方法で利活用することにより、生物多様性がもたらす多様な <u>恵み</u> を生業に活かすとともに清らかな水や肥沃な土壌、自然 <u>災害の防止</u> や被害の軽減などの恵みも、将来にわたって継承し生業とくらしを充実させることを目指します。	○
生物多様性ひょうご戦略	兵庫県	2025.03	基本戦略Ⅱ <u>自然の恵み</u> を活かした地域づくり ・行動目標1 里山・里海の再生 ・行動目標2 生態系を活かした <u>防災・減災</u> ・行動目標3 生物多様性に配慮した農林水産業の推進	◎
第四次宮崎市環境基本計画2025-2034	宮崎県 宮崎市	2025.03	長期的目標Ⅲ 自然環境の保全～ 自然と人が共生し、豊かな <u>恵み</u> を未来につなぐまち～	△
苫小牧市生物多様性地域戦略	北海道 苫小牧市	2025.09	・基本戦略②様々な施策 <u>課題の解決</u> に、山・川・湿原・湖沼・海の生態系を活用 ・目標：関係部署や関係機関が連携して、施策 <u>課題の解決</u> に生物多様性を活用して取り組んでいます。 ・基本戦略③ネイチャーポジティブを達成する地域産業や市民の暮らしの <u>活性化</u> ・目標：生物多様性の <u>恵み</u> （ハスカップ等の自然資源や水産資源、農作物、豊富な水等）により、新たなビジネス展開を生みだしています。 ・基本戦略④自然と生きものと共存できる暮らしへの転換、潤いある生活と <u>文化の継承</u> ・目標：全ての人が自然再興に向けて行動変容をし、あらゆる <u>自然の恵み</u> を活用して豊かな生活を送っています。	◎

3) 目標に対応する施策の調査

(i) 分析方法

34 件の地域戦略について、当該「目標」に対応する具体的施策において、生物多様性国家戦略の基本戦略2の考え方が具体化されているか分析した。すなわち、国家戦略の行動目標2－2等示された様々な生態系サービス等の活用の方策(表 4-14)を動員することにより、地域づくりその他社会課題の解決を図ろうとしているかどうかについて、以下の作業基準により判断した。

◆作業基準(2) 対応施策 当該「目標」に対応する具体的施策において基本戦略2の考え方（上述の図式）が具体化されていること。詳細は以下のとおり。

- ・ 具体的施策は、目標との対応が計画構成上または内容上明らかであること。
- ・ 当該具体的施策が、生物多様性の「利用・活用」の分野に資するもので。「観光・ふれあい」、「産業（農林水産業等）」、「交流拡大」、「文化の継承」、「防災・減災」、「その他」の6つのカテゴリーのいずれかであること（主に国家戦略個別目標2-2を参照して作成）。
- ・ 以上を踏まえて地域戦略を以下の3つに分ける。
 ◎：国家戦略の行動目標2-2等の利用・活用施策が複数のカテゴリー示されている。
 ○：国家戦略の行動目標2-2等の利用・活用施策が1つのカテゴリー示されている。
 △：国家戦略の行動目標2-2等の施策が示されていない。

表 4-12 6つの施策カテゴリーと生物多様性国家戦略行動目標2-2の対応

地域づくり等の 施策カテゴリー設定	施策カテゴリーに対応する 国家戦略行動目標2-2等の具体的施策
①観光・ふれあい	2-2-3 国立・国定公園における質の高い自然体験活動の促進 2-2-4 国立・国定公園における利用拠点の上質化 2-2-5 国立公園満喫プロジェクトの推進 2-2-6 自然とのふれあいから生活の豊かさの向上につなげる取組 2-2-7 長距離自然歩道(ロングトレイル)の推進 2-2-8 ユネスコエコパークの取組の推進 2-2-9 ジオパークの取組推進 2-2-10 持続可能な観光の推進 2-2-11 エコツーリズムの推進 2-2-12 野生生物の保全に資する観光の促進 2-2-13 サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進 2-2-14 自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業 2-2-15 地域共生型の地熱利活用を通じた地域づくり 2-2-16 自然を活かしたワーケーション・サテライトオフィスの推進 2-2-23 かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出
②産業（農林水産業等）	2-2-17 山村地域の活力維持に向けた取組 2-2-18 里地里山の未来拠点形成の推進 2-2-19 多様な主体による里山林への働きかけの推進 2-2-20 農山漁村の活性化に向けた多岐にわたる生物多様性保全の取組 2-2-21 農業生産活動維持に向けた中山間地域等への支援 2-2-22 水産業・漁村の多面的機能の発揮への取組の支援
③交流拡大	2-2-1 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業 2-2-2 循環型社会形成推進交付金等
④文化の継承	2-2-25 生物多様性にも貢献する歴史的風土の保存 2-2-26 自然的名勝の保存・活用の推進 2-2-27 文化財保存活用地域計画の作成支援 2-2-28 文化的景観の保存・活用
⑤防災・減災	（課題2-2の範疇ではないが当該目標のもとで記述がある） 2-1-3 Eco-DRR の推進 2-1-4 グリーンインフラの社会実装の推進 2-1-5 2027 年国際園芸博覧会の開催を通じたグリーンインフラの推進 2-1-6 治山対策の推進 2-1-7 保安林の指定の計画的な推進 2-1-8 農業・農村の強靱化の推進
⑥その他	2-2-24 風致地区を活用した都市における風致の維持

(ii)分析結果

34 件の地域戦略のうち、生態系サービス等目標に対応して国家戦略行動目標 2・2 の施策が複数カテゴリー示されている（◎）のは 27 件、1つのカテゴリーが示されている（○）のは 6 件、示されていない（△）のは 1 件であった（表 4-15）。また、国家戦略後に策定・改定された 14 件の地域戦略では、◎が 12 件、○が 2 件、△が 0 件であった（表 4-15）。

また、生態系サービス等目標に対応する施策カテゴリーの種類としては、34 件の地域戦略のうち、「観光・ふれあい」と「産業（農林水産業）」にかかる施策が示されているものがそれぞれ 25 件と最も多く、次いで「防災・減災」にかかる施策が示されているものが 16 件であった（図 4-8）。

表 4-13 生態系サービス等目標に対応する施策における基本戦略2の考え方の表現

生態系サービス等目標に対応する施策	全地域戦略			国家戦略後に策定・改定された地域戦略		
	地域戦略数（件）	生態系サービス等目標を設定した地域戦略に対する割合	地域戦略に対する割合	地域戦略数（件）	生態系サービス等目標を設定した地域戦略に対する割合	地域戦略に対する割合
行動目標 2-2 等の活用施策が複数カテゴリー示されている（◎）	27	79%	12%	12	86%	19%
行動目標 2-2 等の活用施策が1つのカテゴリー示されている（○）	6	18%	3%	2	14%	3%
行動目標 2-2 等の活用施策が示されていない（△）	1	3%	0%	0	0%	0%
	34			14		

注：「生態系サービス等目標」の設定にかかる件数であり、「目標」の文言がない場合などは把握外である。

注：全地域戦略は 234 件、国家戦略後策定の地域戦略は全 64 件である。

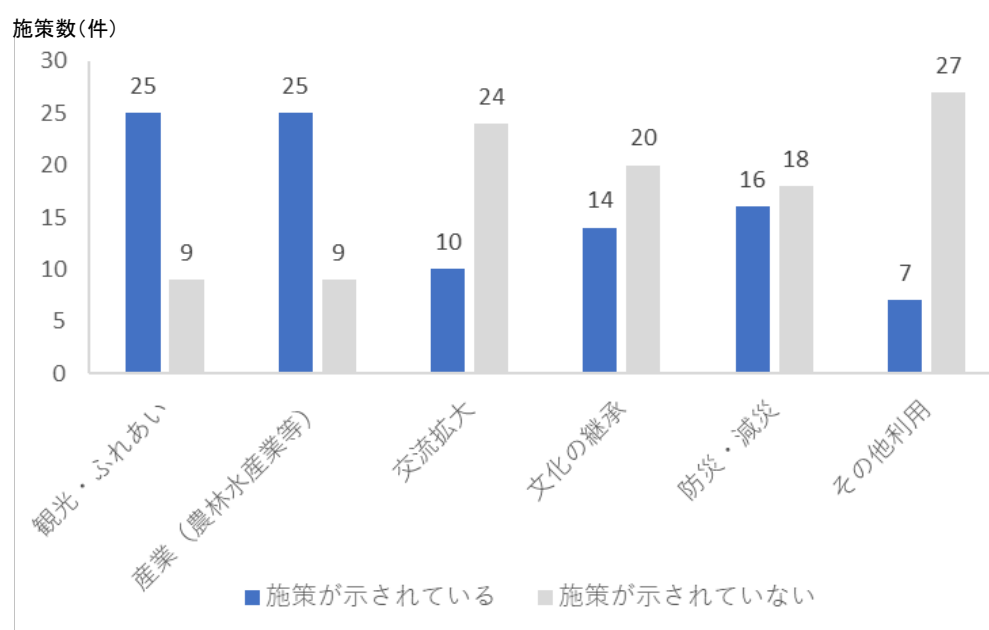


図 4-8 生態系サービス等目標に対応して地域戦略に示された施策のカテゴリー

注：施策カテゴリーは主に国家戦略個別目標 2-2 を参照して作成

4)概念の調査と結果

(i)分析方法

34 件の地域戦略について、当該「目標」や「具体的施策」を、生物多様性国家戦略の基本戦略 2 の考え方と共通の概念を用いて記述しているかどうか分析した。以下の作業基準により判断した。

◆作業基準(3)概念 「目標」や「具体的施策」における基本戦略 2 の考え方（上述の図式）が概念上も明確にされていること。詳細は以下のとおり。 ・当該「目標」（またはその上位・下位の部分）で「社会課題」、「地域づくり」やそれに準ずるキーワードを含む。準ずるキーワードの典型例は、「社会課題」について「課題の解決」や「NbS」、「地域づくり」について「地域活性化」や「地域振興」である。 ・以上を踏まえて地域戦略を以下の 3 つに分ける。 ◎：当該目標中に「社会課題」や「地域づくり」などの文言を含む ○：当該目標の上位・下位に文言を含む △：当該目標の上位・下位に文言を含むが基本戦略と同じ意味か明らかでない ×：文言を含まない
--

(ii)分析結果

34 件の地域戦略のうち、生態系サービス等目標中に「社会課題」または「地域づくり」等の文言を含む（◎）のは 14 件、当該目標の上位・下位に文言を含む（○）のは 7 件、同じ意味か明らかでない（△）のは 4 件、文言を含まない（×）のは 9 件であった（表 4-16）。また、国家戦略後に策定・改定された 14 件の地域戦略では、◎が 9 件、○が 0 件、△が 2 件、×が 3 件であった（表 4-16）。

表 4-14 生態系サービス等目標等における「社会課題」、「地域づくり」概念の使用

生態系サービス等目標における「社会課題」等の文言	全地域戦略			国家戦略後に策定・改定された地域戦略		
	地域戦略数 (件)	生態系サービス等目標を設定した地域戦略に対する割合	地域戦略に対する割合	地域戦略数 (件)	生態系サービス等目標を設定した地域戦略に対する割合	地域戦略に対する割合
当該目標中に文言を含む(◎)	14	41%	6%	9	64%	14%
当該目標の上位・下位に文言を含む(○)	7	21%	3%	0	0%	0%
基本戦略と同じ意味か明らかでない(△)	4	12%	2%	2	14%	3%
文言を含まない(×)	9	26%	4%	3	21%	5%

34

14

注：「生態系サービス等目標」の設定にかかる件数であり、「目標」の文言がない場合などは把握外である。

注：全地域戦略は 234 件、国家戦略後策定の地域戦略は全 64 件である。

5)まとめ

(i)分析方法

以上 2)～4)の3つの分析等を総合して、表 4-17 の考え方により、手引き及び国家戦略の基本戦略 2（行動目標 2・2 等）の主旨・関心に合致した地域戦略の策定状況を評価する。

表 4-15 評価の考え方

作業基準(1) 目標	作業基準(2) 対応施策	作業基準(3) 概念	評価
◎	◎/○	◎/○	◎：「国家戦略の基本戦略 2 及び手引と目標設定の主旨が合致する地域戦略」
目標において基本戦略 2 の考え方が明確であり、対応する複数分野の施策をとめない、社会課題や地域づくりの概念が計画中に明示されているもの			
◎	◎/○	△/×	○：「国家戦略の基本戦略 2 及び手引と目標設定の主旨が近い地域戦略」
目標において基本戦略 2 の考え方が明確であり、対応する複数分野の施策をとまなっているが、社会課題や地域づくりの概念が計画中に明示されていないもの			
○	◎/○	○/△/×	
目標において基本戦略 2 と同様の考え方と理解でき、対応して複数分野の施策をとまなっているもの（社会課題や地域づくりの概念は目標中に明示されていない）			△：「国家戦略の基本戦略 2 及び手引と類似する関心が目標に示された地域戦略」
○	△	△/×	
目標において基本戦略 2 と同様の考え方と理解できるが、対応して 1 つの分野の施策しか示されていないもの（社会課題や地域づくりの概念は計画中に明示されていない）			
△	◎/○/△	○/△/×	×：「国家戦略の基本戦略 2 及び手引と関心が異なる目標設定の地域戦略」
目標において基本戦略 2 の考え方と同様とは理解できないもの			

注：実際に例がなかった組み合わせは表中に示していない場合がある。

(ii)分析結果

生態系サービス等目標を設定した地域戦略 34 件のうち、基本戦略 2 及び手引と目標設定の主旨が合致する（◎）と評価できるのは 17 件（50%）、目標設定の主旨が近い（○）と評価できるのは 10 件（29%）である（表 4-18、図 4-9）。生態系サービス等目標を設定した地域戦略の大半（約 8 割）が、手引き及び国家戦略と主旨・関心のある程度共有しているといえる。国家戦略後に策定された地域戦略でも、◎が 64%、○が 14%であり（表 4-18）、「合致」といえる割合（◎）について、母数は少ないが、概ね同じ状況と考えられる。

ただし、そもそも生態系サービス等目標を設定した地域戦略に限らず、全ての地域戦略（234 件）に対して割合を見ると、「合致」といえる割合（◎）は 1 割に満たず、「主旨が近い」ものを含めても 2 割強である（表 4-18）。本分析は、目標設定によらず「社会課題」や「地域づくり」への活用を進める地域戦略には及んでいないが、地域戦略全体で見れば、手引きや基本戦略 2 の浸透を引き続き進める余地が大きいと考えられる。

表 4-16 基本戦略2等と目標設定の主旨が合致する地域戦略

生態系サービス等目標 の設定主旨	全地域戦略			国家戦略後に策定・改定された地域戦略		
	地域戦略 数(件)	生態系サー ビス等目標 を設定した 地域戦略に 対する割合	地域戦略 に対する 割合	地域戦略 数(件)	生態系サー ビス等目標 を設定した 地域戦略に 対する割合	地域戦略 に対する 割合
基本戦略2及び手引と目標 設定の主旨が合致(◎)	17	50%	7%	9	64%	14%
目標設定の主旨が近い (○)	10	29%	16%	2	14%	3%
類似する関心が目標に示 されている(△)	2	6%	1%	0	0%	0%
関心が異なる目標設定 (×)	5	15%	2%	3	21%	5%
	34			14		

注：「生態系サービス等目標」を設定した地域戦略の件数。「目標」の文言がない場合などは把握外である。

注：全地域戦略は 234 件、国家戦略後策定の地域戦略は全 64 件である。

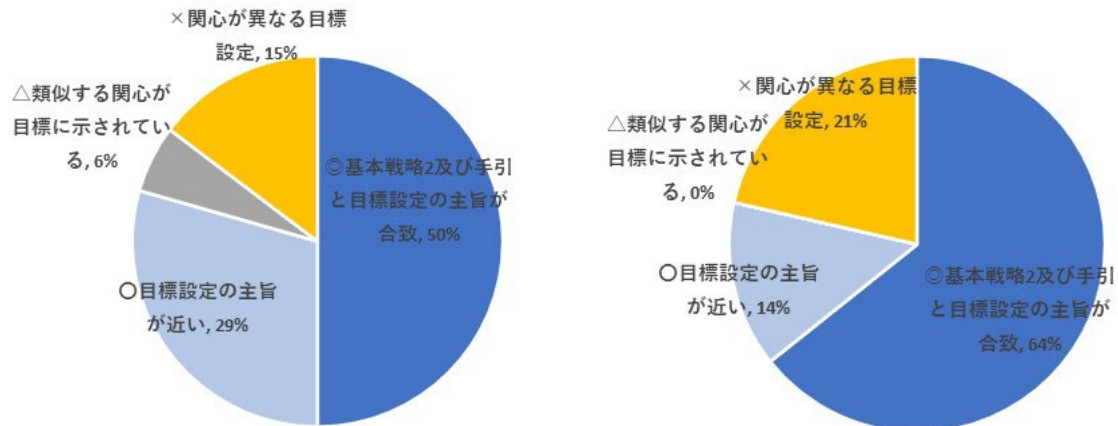


図 4-9 基本戦略2等と目標設定の主旨が合致する地域戦略の割合

左:生態系サービス等目標を設定した全地域戦略(n=34)

右:生態系サービス等目標を設定した国家戦略後に策定の地域戦略(n=14)

(3)生物多様性国家戦略 2023-2030 等を踏まえたテーマ分析

1)企業との連携に関する事例収集

自治体の関心が高いと考えられた「自然共生サイト等を通じた民間企業との連携」に関する取組について、令和6年度に引き続き、事例収集等分析を行った。

(i)事例の収集範囲及び方法

令和6年度は、地域戦略データベースのうち「企業との連携・支援」に該当する地域戦略（計159件：都道府県44件、政令指定都市17件、その他市区町村98件）を事例収集の対象範囲とし、特に生物多様性国家戦略2023-2030が策定・公表された令和5年（2023年）3月以降に独立した計画として策定・改定された戦略を優先して調査した。また、事例収集の結果として、地域戦略に示された企業との連携・支援に関する施策を（a）保全に関する活動の認証等、（b）保全活動への参加・人員提供・資金提供の促進、（c）情報提供・共有の場の設置の3区分に分類した上で、各区分に典型的な事例をまとめた。

これを踏まえて、今年度は、新たに策定等が確認された24件の地域戦略のうち「企業との連携・支援」に該当する地域戦略（計16件：都道府県7件、政令指定都市なし、その他市区町村9件）を事例収集の対象範囲とし、特に生物多様性国家戦略2023-2030が策定・公表された令和5年（2023年）3月以降に独立した計画として策定・改定された戦略13件を優先して調査した。また、事例収集した施策を（a）～（c）の3区分に整理し、具体の事例を紹介した上で、新たに策定等された地域戦略の傾向をまとめた。

なお、事例収集にあたっては以下を条件とした。

- ・「企業」、「事業者」などの明示があるものに限る。
- ・行政の関与が認められるものに限る。例えば、企業・事業者の分担として「自然共生サイト申請」と記載があるが、それに向けた行政の関与（専門家派遣や説明会実施など）が認められない場合は該当しない。
- ・開発の際の環境影響評価など、従来のインフラ整備等における環境配慮のための施策は含まない。

(ii)事例の収集結果

地域戦略に記載されている企業との連携・支援に関する施策を、(a)～(c)に分類した上で、各区分に該当する典型的な事例を示している（表 4-19）。

表 4-17 地域戦略における企業との連携・支援の内容の分類

区分	内容
(a) 保全に関する活動の認証等	企業の取組に対する、生物多様性に関する認証制度の構築、認証取得の支援、表彰等優良な取組に対する一般への情報公開などを行うもの。 例) 自然共生サイトの認定における支援・連携、自然共生サイト以外の認証等の支援、独自の場合や活動の認証制度等の構築、企業の取組に関する表彰や情報公開等
(b) 保全活動への参加・人員提供・資金提供の促進	(a) の認証等を伴わない、地域における生物多様性保全に関する活動への人員や資金の提供を促進するもの。 例) 企業所有地における自然の創出・保全活動の促進、土地所有者との協定締結による土地の保全・管理への参画促進（企業の森づくりサポート制度など）、地域の保全活動への参加（調査も含む）促進、資金面での保全活動への参画の促進・活用
(c) 情報提供・共有の場の設置	生物多様性の保全や再生を情報の面から後押しするために、ガイドライン等技術的な情報提供や、企業・専門家・保全団体等の情報共有・連携を促進するための場の提供を行うもの。 例) ガイドライン・マニュアル等の作成・配布、交流会・ネットワーク構築・マッチングの機会の提供、講習や生物多様性保全に関する理解促進のための情報発信（情報開示・グリーンファイナンス・ESG 投資等の拡大促進）

(a) 保全に関する活動の認証等

保全に関する活動の認証等に関する施策として、令和6年度に整理した典型的な事例である「自然共生サイトの認定における支援・連携」、「独自の場合や活動の認証制度等の構築」、「企業の取組に関する表彰や情報公開等」がみられた。加えて、「自然共生サイト以外の認証等の支援」について、新たに(a)に位置付けた。

自然共生サイトの申請・支援に関連する事例としては、認定促進に向けた情報提供や助言等を行うもの（新潟県、兵庫県（図 4-10）、茨城県つくば市）がみられた。このうち、兵庫県と茨城県つくば市では有識者の派遣についても言及があった。

自然共生サイト以外の認証等の支援に関連する事例としては、エコラベルの取得に向けたセミナーの開催や経費補助といった支援を行うもの（宮城県）がみられた。

自治体独自の場合・活動に関する認定制度の構築に関連する事例としては、自治体独自の活動認定証制度を検討するもの（苫小牧市「苫小牧版 OECM」）がみられた。

企業の取組に関する表彰や情報公開に関連する事例としては、保全活動を担う人材の育成につなげるため、市民団体や企業等の里山管理活動を表彰する制度を検討するもの（茨城県つくば市）がみられた。また、生物多様性の保全に限らないが、グリーン調達等や SDGs

経営に取り組む企業を認定するもの（岡山県「岡山エコ事業所」、兵庫県「ひょうご産業SDGs認証事業」）がみられた。

環境省の認定制度「自然共生サイト」の推進

- 本県には多様な主体によって豊かな自然環境が守られている地域が多く存在します。環境省の認定制度「自然共生サイト」への登録に向けて、企業や地域団体などへの普及啓発や生態系調査のための専門家の紹介などの支援を進めます。
(次頁コラム参照)

自然共生サイトの認定を受けた
「海岸生物の王国 “相生湾”」



図 4-10 「生物多様性ひょうご戦略」⁵のうち「1 地域に根ざした生態系保全活動の推進」部分(p. 27)

(b) 保全活動への参加・人員提供・資金提供の促進

(a) のような認定等を伴わない、保全活動への参加・人員提供・資金提供の促進について、令和6年度に整理した典型的な事例のうち、「土地所有者との協定締結による土地の保全・管理への参画促進（企業の森づくりサポート制度など）」、「地域の保全活動への参加（調査も含む）促進」、「資金面での保全活動への参画の促進・活用」がみられた。なお、典型的な事例のうち「企業所有地における自然の創出・保全活動の促進」は、自然共生サイトに関連しないものはみられなかった。

土地所有者との協定締結による土地の保全・管理への参画促進に関連する事例としては、令和6年度の調査で多くみられた「企業の森」⁶制度を活用したもの（新潟県、兵庫県）に加えて、「ネイチャーポジティブ支援プログラム（日本自然保護協会）」を活用したもの（千葉県一宮町）がみられた。「ネイチャーポジティブ支援プログラム」は2024年4月に案内が開始されたプログラムで、自治体の企業とのパートナーシップ支援を含んでおり（図4-11）、今後、地域戦略への位置づけが増加する可能性がある。

地域の保全活動への参加（調査も含む）促進に関連する事例としては、企業向け研修プログラムの活用（青森県）や、事業者を含む様々な主体向けの管理活動体験会の開催（茨城県つくば市）がみられた。

資金面での保全活動への参画の促進・活用に関連する事例としては、企業版ふるさと納税や協賛金、基金等への寄付金といった民間資金の活用（茨城県、兵庫県、徳島県阿南

⁵ 「生物多様性ひょうご戦略」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk20/biodiversity_hyogo.html）

⁶ 参考：Webサイト「森ナビネット」では「企業の森づくりサポート制度」を都道府県別に紹介しており、地域戦略中に記載のある制度も複数確認された。（<https://www.morinavi.com/coordinators/support.html>）

市) がみられた。このうち茨城県は、生物多様性の取組に限らないが、企業と NPO 活動団体のマッチングを行った上で、企業の寄付金を活動の支援に活用している。

ネイチャーポジティブ支援プログラムの概要

ネイチャーポジティブ支援プログラム(以下、支援プログラム)では、「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」に参加を表明された市町村と企業向けに4つのステップを日本自然保護協会が支援します。市町村の生物多様性の重要地域を把握し、その質を高め、面積を拡大していくことで、効果的かつ効率的な生物多様性保全に取り組むことができます。また、市町村向けには「[ネイチャーポジティブ自治体認証制度](#)」を創設し、企業向けには「[ネイチャーポジティブ貢献証書](#)」を発行します。市町村と企業のマッチングにも積極的に取り組み、連携協定等によるパートナーシップの構築を推進します。

4つのステップ

- ① 地域の生物多様性の現状を評価し、重要な場所や課題を明確化する。
- ② 現状評価に基づき、ネイチャーポジティブに向けた目標と施策、指標を検討する。
- ③ 施策の具体化に向けて、関係者と合意形成を図り、取組を進める。
- ④ 施策や取組の定期的なモニタリング、評価、改善をしていく。

図 4-11 日本自然保護協会ウェブサイトより「ネイチャーポジティブ支援プログラムの概要」

(c) 情報提供・共有の場の設置

自治体から企業への生物多様性保全に関する情報提供・共有の場の設置について、令和6年度に整理した典型的な事例である「ガイドライン・マニュアル等の作成・配布」、「交流会・ネットワーク構築・マッチングの機会の提供」、「講習や生物多様性保全に関する理解促進のための情報発信(情報開示・グリーンファイナンス・ESG投資等の拡大促進)」がみられた。

ガイドライン・マニュアル等の作成・配布に関連する事例としては、環境省が発行する「生物多様性民間参画ガイドライン」の周知(青森県、茨城県つくば市)がみられた。

交流会・ネットワーク構築・マッチングの機会の提供に関連する事例としては、事業者と活動団体のマッチングの場をつくるもの(茨城県(図 4-12)、宮城県)のほか、サステナブルファイナンスの推進に向けて金融機関と事業者の情報共有の場をつくるもの(宮城県)、事業者同士のビジネスマッチング(宮城県)がみられた。

講習や生物多様性保全に関する理解促進のための情報発信に関連する事例として、多くの自治体でネイチャーポジティブ経営・ネイチャーポジティブ経済に関連した情報発信等を示していた(茨城県、宮城県、奈良県、茨城県つくば市、福岡県北九州市)。このうち、茨城県や茨城県つくば市は企業向けの講演会・講座等の開催、茨城県、宮城県、福岡県北九州市は具体的な取組事例の共有や助言等の支援にも言及していた。

¹ 「【参加募集】自治体や企業の皆さまへ ネイチャーポジティブ 支援プログラムのご案内」
(<https://www.nacsj.or.jp/report/40174/>)

1 事業の流れ

- ①NPOが企業と連携可能な事業を申請し、**県が審査のうえHPに事業を公表**
- ②**企業が県HPから**申請事業を確認し、県に対して寄付
- ③県はNPOと企業のマッチングを実施し、企業の寄付と併せてNPOへ助成

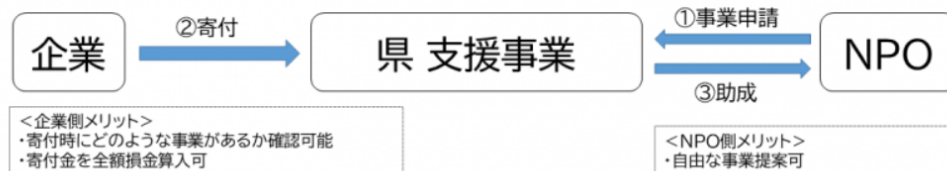


図 4-12 「令和7年度茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業について(茨城県ウェブサイト)」⁸ より
「事業の流れ」

(iii)新たに策定等された地域戦略の傾向

(a)保全に関する活動の認証等では、「自然共生サイトの認定における支援・連携」に関連した事例3件に対して「独自の場や活動の認証制度等の構築」の事例は1件であり、(b)保全活動への参加・人員提供・資金提供の促進でも、「企業所有地における自然の創出・保全活動の促進」は全3件が自然共生サイトに関連したものであった。自然共生サイトの認定が進み、令和7年度(2025年度)からは法制化されたことから、地域戦略の策定・改定においても施策に反映されていると考えられる。

(c)情報提供・共有の場の設置では、具体的な取組事例の共有や助言等の支援に関する事例が3件あったが、令和6年度の調査ではこれらの代わりに講座等と普及啓発が事例として挙げられていた。令和6年(2024年)3月の「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」やTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)等の国際的な動向を受けて、企業等の意識が高まり、自治体の施策も普及啓発から取組支援へと一歩進んだものとなっていると考えられる。

2)空間管理(ゾーニング)に関する事例収集

環境省担当官と協議の上、地域戦略における「空間管理(ゾーニング)」について、事例収集等分析を行った。

(i)事例の収集範囲及び方法

分析のための事例収集の範囲は、令和8年(2026年)1月1日時点で策定済の234件の地域戦略のうち地域戦略データベースのうち「ゾーニング」に該当する地域戦略(計53件:都道府県8件、市区町村45件)を事例収集の対象範囲とし、特に生物多様性国家戦略2023-2030が策定・公表された令和5年(2023年)3月以降に策定・改定された14件(都道府県4件、市区町村10件)の戦略を優先して調査した。

⁸ 「令和7年度茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業について」
(https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyō/josei/kenmin/kigyorenkeigata/kigyorenkei_top.html)

(ii)事例の収集結果

収集した14件の事例の概略は表4-20のとおりである。まず、ゾーン設定については、主に自然環境（生態系）や土地利用によるものと（例：北海道苫小牧市、長野県佐久市、栃木県那須塩原市）、主に行政区域によるもの（例：東京都八王子市、東京都江戸川区、北海道）の2つの観点が見られる。前者の場合は、生態系の観点等から合理的に施策を示せるが、明確な区域分けがされていない事例もある。後者の場合は、施策の重複等が目立つ事例もあるが、将来像の提示や取組の具体性を担保しやすい。両方の観点を併用している場合もある。

次に、ゾーン内の記述としては、多くの地域戦略では、現状・課題とともに「方針」や「方向性」が示されるにとどまっているが、当該ゾーンの特色や課題を踏まえた「将来像」や「目標」などを提示して実効性に配慮している例もある（例：北海道苫小牧市、東京都千代田区）。また、現状の記述において、ゾーン内で重要な場所・対象を示すことで、保全等の重点を明らかにしている事例もある（例：北海道札幌市、長野県佐久市、茨城県つくば市）。他方で、一部の地域戦略では、地名やステークホルダーを示すなど比較的具体性・実効性に取組の内容を記述している（例：東京都八王子市、和歌山県）。

以下の各項において特徴的な事例をいくつか示す。

表 4-18(1) 地域戦略(国家戦略後)におけるゾーニングの一覧

地域戦略			ゾーン設定				ゾーン内の記述			
名称	策定 改定	位置付 け	ゾーン 観点	ゾーン 数	ゾーン名	区域の 明確性	現状/ 課題	将来 像/ 目標	方針/ 方向	取組
第2次生物多 様性戦略(和歌山県)	2016.3 2023.9	独立し た計画	自然環 境・行 政区域	6種	紀ノ川流域地域 有田川流域地域 日高川流域地域 富田川・日置川流域 地域 古座川流域地域 熊野川流域地域	○?	○		○	◎
ちよだ生物多 様性推進プラン(東 京都 千代田 区)	2013.3 2024.3	独立し た計画	行政区 域	4種 4区分	皇居～内堀エリア 神保町・神田公園・ 万世橋・和泉橋エリ ア 麹町・番町・飯田橋・ 富士見エリア 大手町・丸の内・有 楽町・永田町エリア	○		○		
那須塩原市生 物多様性地域 戦略(栃木県 那須塩原市)	2024.5	独立し た計画	自然環 境・土 地利用	4種	山岳地エリア 扇状地(扇頂部)エリ ア 扇状地(扇中部)エリ ア 丘陵地エリア	×	○	○		○
北海道生物多 様性保全計画 (第2次計画) (北海道)	2010.7 2024.1	独立し た計画	自然環 境・行 政区域	4種& 9生態 系	4つの圏域 道南圏域 道央圏域 道北圏域 道東圏域	○?	○		○	○

凡例：区域の明確性：○明確な境界線で区分、△粗い境界線で区分、×大まかな範囲の特定

ゾーン内の記述：○あり、◎あり（特徴的な点を有する）

表 4-20(2) 地域戦略(国家戦略後)におけるゾーニングの一覧

地域戦略			ゾーン設定				ゾーン内の記述			
名称	策定 改定	位置付 け	ゾーン 観点	ゾーン 数	ゾーン名	区域の 明確性	現状/ 課題	将来 像/ 目標	方針/ 方向	取組
生物多様性さっぽろビジョン (北海道 札幌市)	2013.3 2024.3	独立した計画	自然環境・土地利用	5 種 5 区分	山地ゾーン 山麓ゾーン 市街地ゾーン 低地ゾーン 各ゾーンをつなぐ河川、緑地	○	◎	○		○
第二次草加市環境基本計画 (第三版)生物多様性そうか戦略(第二版)(埼玉県 草加市)	2019.3 2024.3	環境基本計画の一部	自然環境・土地利用	3 種 7 区分	市街地中心部 市街地周辺部 水と緑の地域	×	○	○	○	
かながわ生物多様性計画 2024-2030 (神奈川県)	2016.3 2024.3	独立した計画	自然環境・行政区域	6 種 6 区分	丹沢エリア 箱根エリア 山麓の里山エリア 都市・近郊エリア 三浦半島エリア 河川・湖沼及び沿岸エリア	△	○		○	○
第二次佐久市環境基本計画 (改訂版)(長野県 佐久市)	2018.3 2024.3	環境基本計画の一部	自然環境	4 種 6 区分	山地の生態系 里山の生態系 水辺の生態系 市街地の生態系	△	◎		○	
第3次八王子市環境基本計画 八王子市生物多様性地域戦略(東京都 八王子市)	2024.3	環境基本計画の一部	行政区域	6 種 6 区分	西部地区 西南部地区 北部地区 中央地区 東南部地区 東部地区	○	◎	○	○	◎
第三次小牧市環境基本計画 (改定版)(愛知県 小牧市)	2025.3	環境基本計画の一部	自然環境	4 種	樹林地の生態系 農地の生態系 水辺の生態系 市街地の生態系	△	○		○	
生物多様性つくば戦略(茨城県 つくば市)	2025.3	独立した計画	自然環境・土地利用	3 種 4 区分	筑波山エリア 田園・里山エリア 研究学園都市エリア	○	◎		○	
江戸川区みどりの基本計画 (東京都 江戸川区)	2024.4	緑の基本計画の一部	行政区域	7 種 7 区分	小松川・平井地域 中央地域 東西地域(北部) 東西地域(南部) 小岩地域 鹿骨地域 東部地域	○	○	○	○	◎
苫小牧市 生物多様性地域戦略(北海道 苫小牧市)	2025.9	独立した計画	自然環境・土地利用	6 種 9 区分	樽前山の山地ゾーン 樽前山の山麓ゾーン 山麓と市街地の中間ゾーン ウトナイ湖・勇払原野ゾーン 市街地ゾーン 自然海岸ゾーン	○	○	◎		

(iii) 苫小牧市生物多様性地域戦略のゾーニング

自然環境・土地利用によるゾーン設定が特徴的であり、地形・地質や植生等により市域を6種類のゾーン（樽前山の山地ゾーン、樽前山の山麓ゾーン、山麓と市街地の中間ゾーン、ウトナイ湖・勇払原野ゾーン、市街地ゾーン、自然海岸ゾーン）で明確に9区分し、計画全体の「状態目標」と「行動目標」をゾーンごとの現状・課題に応じて具体的に示している。

(図 4-13)

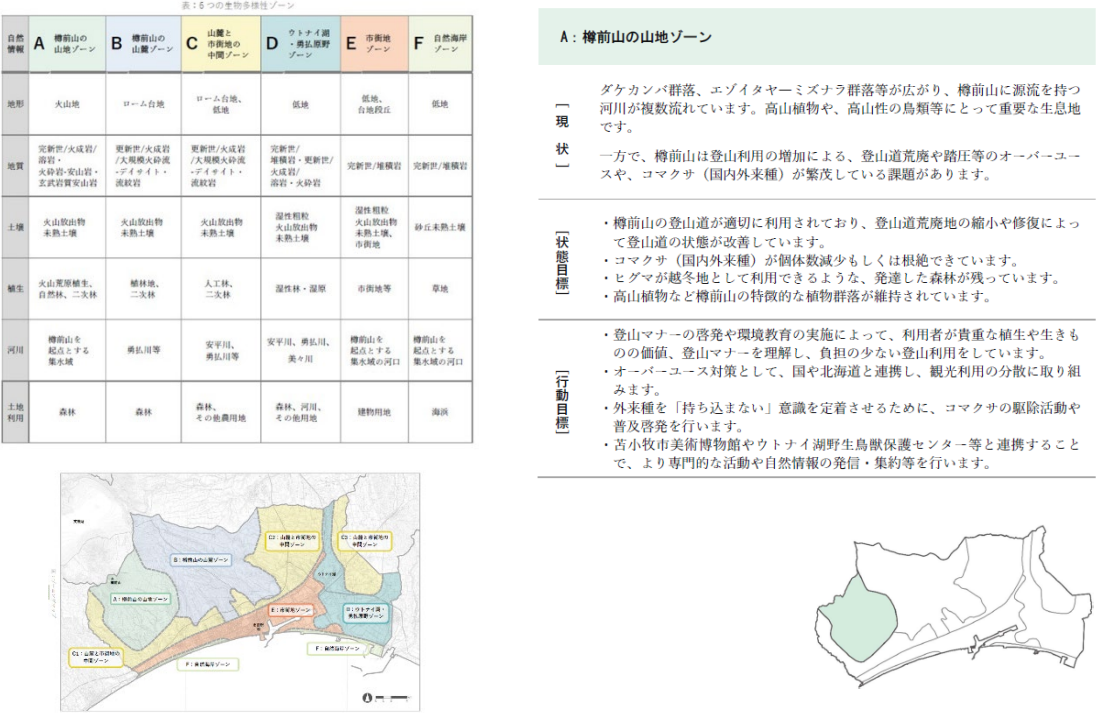


図 4-13 苫小牧市生物多様性戦略のゾーニング(左)と目標設定(右)

(iv) 生物多様性札幌ビジョンのゾーニング

自然環境・土地利用によるゾーン設定が特徴的であり、地形、人間活動、生態系により市域を5種類のゾーンで明確な区域線により区分し（山地ゾーン、山麓ゾーン、市街地ゾーン、低地ゾーン、各ゾーンをつなぐ河川、緑地）、ゾーンごとの目標（あるべき姿）を示している。各ゾーンの現状の記述において「主な保全すべき生態系」を具体的に示すことで、実効性を高める工夫をしている。（図 4-14）



図 4-14 生物多様性札幌ビジョンのゾーニング（左）と保全すべき生態系（右）

(v) 第3次八王子市環境基本計画のゾーニング

市条例に基づく保全活動組織（環境市民会議）の6地区に応じて、行政区分によるゾーン設定を行い（西部地区、西南部地区、北部地区、中央地区、東南部地区、東部地区）、重要なステークホルダーの活動との整合を図っている。また、地区ごとに具体的な取組内容とともに代表的な自然環境と生態系サービスを示している。（図 4-15）



図 4-15 (v) 第3次八王子市環境基本計画

(vi)第 2 次生物多様性和歌山戦略のゾーニング

図面が示されていないものの、県全域を流域と行政区域を組み合わせる6つの明確なゾーンに区分している。面積・人口・関係市町村など基礎情報のほか、重要湿地や重要里山などの保全すべき場所を具体的に示している。ゾーンごとの具体的取組を示すとともに、ステークホルダーとして、当該ゾーンにおける活動団体名と活動内容をリストとして掲げている。

1 紀の川流域地域 和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、橋本市、紀美野町、かつらぎ町（旧かつらぎ町）、九度山町、高野町 1,121km² 2 有田川流域地域 有田市、有田川町、湯浅町、広川町、かつらぎ町（旧花園村） 522km² 3 日高川流域地域 御坊市、由良町、日高町、美浜町、日高川町、印南町、みなべ町、田辺市（旧龍神村） 954km² 4 富田川・日置川流域地域 田辺市（旧田辺市、旧大塔村、旧中辺路町）、白浜町、上富田町、すさみ町 1,000 km² 5 古座川流域地域 古座川町、串本町 430km² 6 熊野川流域地域 新宮市、北山村、田辺市（旧本宮町）、那智勝浦町、太地町 697km²	(4) 民間団体の活動状況 <table> <tr> <th>活動団体名</th><th>活動内容</th></tr> <tr> <td>龍門山の自然を守る会</td><td>龍門山の環境保護や自然観察会などを実施。登山道沿いの樹木名板の設置、「龍門山の生き物図鑑（日英対訳）」を作成。稀少種を含む動植物の調査と保全活動も実施。</td></tr> <tr> <td>ゲンジの森実行委員会</td><td>平成4年から高野山の人工林を広葉樹林に転換する活動に取り組むとともに、自然に親しむ活動を実施。また、企業の森の事業計画企業の活動を支援。</td></tr> <tr> <td>NPO法人 根来山げんきの森倶楽部</td><td>県立森林公園根来山げんきの森を中心に里山環境の保全と普及活動を実施し、子供たちの自然に親しむ活動にも積極的な取組を実施。根来寺の前山にヤマザクラや根来塗りのワルシを植樹。</td></tr> <tr> <td>NPO法人 生石山の大自然保存会</td><td>県内唯一のススキ草原環境を保護し、そこに見られる稀少植物の調査、保護育成及び普及啓発の取組を実施。宿泊型自然塾など、観察会も多く実施。</td></tr> <tr> <td>Club 森塾</td><td>紀美野町と岩出市で竹林整備及び植樹を中心に活動を実施。耕作放棄地を活用した特産林産物の試験栽培、県内各地における自然観察会や県外研修を実施。</td></tr> <tr> <td>NPO法人 自然回復を試みる会・ピオトープ孟子</td><td>海南市の谷戸地形を利用して里地・里山環境を保全整備し、昆虫や両生類の保護活動を実施。また、子供たちの自然に親しむ活動や環境教育などの積極的な取組を実施。</td></tr> </table>	活動団体名	活動内容	龍門山の自然を守る会	龍門山の環境保護や自然観察会などを実施。登山道沿いの樹木名板の設置、「龍門山の生き物図鑑（日英対訳）」を作成。稀少種を含む動植物の調査と保全活動も実施。	ゲンジの森実行委員会	平成4年から高野山の人工林を広葉樹林に転換する活動に取り組むとともに、自然に親しむ活動を実施。また、企業の森の事業計画企業の活動を支援。	NPO法人 根来山げんきの森倶楽部	県立森林公園根来山げんきの森を中心に里山環境の保全と普及活動を実施し、子供たちの自然に親しむ活動にも積極的な取組を実施。根来寺の前山にヤマザクラや根来塗りのワルシを植樹。	NPO法人 生石山の大自然保存会	県内唯一のススキ草原環境を保護し、そこに見られる稀少植物の調査、保護育成及び普及啓発の取組を実施。宿泊型自然塾など、観察会も多く実施。	Club 森塾	紀美野町と岩出市で竹林整備及び植樹を中心に活動を実施。耕作放棄地を活用した特産林産物の試験栽培、県内各地における自然観察会や県外研修を実施。	NPO法人 自然回復を試みる会・ピオトープ孟子	海南市の谷戸地形を利用して里地・里山環境を保全整備し、昆虫や両生類の保護活動を実施。また、子供たちの自然に親しむ活動や環境教育などの積極的な取組を実施。
活動団体名	活動内容														
龍門山の自然を守る会	龍門山の環境保護や自然観察会などを実施。登山道沿いの樹木名板の設置、「龍門山の生き物図鑑（日英対訳）」を作成。稀少種を含む動植物の調査と保全活動も実施。														
ゲンジの森実行委員会	平成4年から高野山の人工林を広葉樹林に転換する活動に取り組むとともに、自然に親しむ活動を実施。また、企業の森の事業計画企業の活動を支援。														
NPO法人 根来山げんきの森倶楽部	県立森林公園根来山げんきの森を中心に里山環境の保全と普及活動を実施し、子供たちの自然に親しむ活動にも積極的な取組を実施。根来寺の前山にヤマザクラや根来塗りのワルシを植樹。														
NPO法人 生石山の大自然保存会	県内唯一のススキ草原環境を保護し、そこに見られる稀少植物の調査、保護育成及び普及啓発の取組を実施。宿泊型自然塾など、観察会も多く実施。														
Club 森塾	紀美野町と岩出市で竹林整備及び植樹を中心に活動を実施。耕作放棄地を活用した特産林産物の試験栽培、県内各地における自然観察会や県外研修を実施。														
NPO法人 自然回復を試みる会・ピオトープ孟子	海南市の谷戸地形を利用して里地・里山環境を保全整備し、昆虫や両生類の保護活動を実施。また、子供たちの自然に親しむ活動や環境教育などの積極的な取組を実施。														

図 4-16 第 2 次生物多様性和歌山戦略のゾーニング（左）と活動団体リスト（右）

※本資料は、「令和 7 年度生物多様性地域戦略の策定推進支援業務報告書」（令和 8 年 3 月）の第 4 章 2 を編集して作成しました。